

令和3年9月定例会 総括審査会

大橋沙織 委員



委員	大橋 沙織
所属会派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	令和3年9月
審査会開催日	令和3年10月7日(木)

大橋沙織委員

日本共産党の大橋沙織である。通告に従い質問する。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてである。

県内の感染者数が累計9,000人を超え、8月の第5波においては、特に若い世代の感染増加が目立った。コロナの後遺症による症状は、若い世代で軽症だった人ほど残りやすいと言われている。味覚、嗅覚がなくなり食事もできず体重が7kg減る、立っているだけで息切れするなどの様々な症状により、日常生活に支障を来している。

東京都世田谷区が、感染した区民を対象に実施した後遺症についてのアンケート調査において、後遺症があると回答したのは48.1%、30～50代では半数以上が後遺症があると回答している。さらに、健康面だけでなく、仕事等の経済面や、うわさ、誹謗中傷等の精神面でも不安を抱えている実態が明らかになり、同区では後遺症に関する相談窓口を4月に開設している。兵庫県の吉田病院でも、脳への影響を検査する後遺症外来を設置しており、後遺症に悩む女性は、「もっと後遺症を診てもらえる病院や医療機関があればいいと思う」と話している。

そこで、感染症の後遺症について実態を調査し、専用の相談窓口の設置や治療に係る医療費補助を行うべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、管轄の保健所などが療養期間終了後の相談に応じており、治療の際は医療保険制度に基づき適切に費用負担がなされているものと認識している。県としては、国が現在進めている後遺症の調査結果を注視し、適切に対応していく。

大橋沙織委員

国の調査結果を注視するとの答弁があったが、県として実態調査を行う必要があると思う。その点について再度答弁願う。

保健福祉部長

後遺症に関しては、全国的な傾向に差異があるとは考えにくいことから、国が現在進めている調査の結果を注視していきたい。

大橋沙織委員

間もなくインフルエンザの流行期を迎えるが、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されている。インフルエンザワクチンの生産量は昨年度比8割であり、ワクチンを接種したくても希望に応えられないのではないかと医療現場から不安の声が上がっている。

県は、インフルエンザワクチンの確保状況をどのように把握していくのか。

保健福祉部長

流通を担っている県医薬品卸組合と連携し、各卸売販売業者の在庫量及び県内医療機関への流通量を定期的に把握していく。

大橋沙織委員

ワクチンの数量には限りがあるが、今年は接種希望者が増えるのではないかと懸念する声もある。

接種希望者の増加により、インフルエンザワクチンの不足が懸念される場合の県の対応を聞く。

保健福祉部長

ワクチンを有効活用できるよう、流通を担っている県医薬品卸組合と連携し、ワクチンの地域偏在がないよう調整を行っていく。

大橋沙織委員

先月15日から高校生の就職活動が解禁となったが、学校現場からは生徒が新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触者になった場合の試験の保障を求める声が上がっており、佐賀県では県当局と教育委員会が経済団体に対し、コロナ感染やワクチン接種と試験日が重なった場合は日程を変更するなどの柔軟な対応を求めている。

就職を希望する高校生が、感染等により面接時に不利益を受けないよう県内企業に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

高校生の採用については、選考の際の企業の留意事項を記載したリーフレットを県のホームページにおいて周知し、コロナ感染等の状況に応じて面接日程を変更するなど柔軟な対応を企業に求めている。

今後もコロナ禍で就職活動を行う高校生に不利益が生じないように、県教育委員会や福島労働局等と連携しながら取り組んでいく。

大橋沙織委員

国の通知も、オンライン面接も含め柔軟な対応を求める内容であると感じているが、面接だけでなく筆記試験においても同様の対応が必要だと思う。

国の通知や県のホームページのリーフレットを受け、企業が実際にどう対応しているかの確認も含め、就職希望の高校生が不利益を受けない対応が必要だと思うが、再度答弁願う。

商工労働部長

厚生労働省のリーフレットには、新型コロナウイルス感染症への感染やワクチン接種と面接日が重なる場合などは、状況に応じて日程を変更するなどの柔軟な対応を要請するとともに、学校、生徒との通信環境等に配慮を求める旨の記載がある。

県としては、リーフレットの内容を企業にしっかり周知しつつ、学生に不利益がないよう努めていきたい。

大橋沙織委員

就職試験は今後も続くため、高校生に不利益が発生しないようしっかりと対応願う。

次に、農林業の後継者についてである。

SDGsの機運の高まりやコロナ禍において地方での生活に目が向く中で、若い世代からも農業が注目されている。福島大学では2023年度から大学院に食農科学研究科を設置する方向であり、有機農業などのアグロエコロジーを専門的に学べる国内初の学科となる。

農家からは、有機農業は持続可能な農業であり、農家が生き残っていくためにも必要な取組との声がある。県内の若い新規就農者からも「有機農業をやりたいと思って福島県に来た」との声がある一方、「県内で、どこに行けば有機農業を

学べるのか分からなかった」との声もある。

若者が希望を持って農業に取り組めるよう、農業の振興にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを聞く。

知事

若者が希望を持てる農業の実現に向けては、本県が全国に誇る農産物の生産力や競争力の強化、GAPを取り入れたよりよい農業の実践、環境と共生する農業など福島ならではの取組を進化させることが重要である。

私はこれまで、本県の農産物や環境に魅力を感じて就農した人やプライドを持って農業に取り組んでいる人など、多くの若い農業者から直接話を聞いた。こうした若者の思いに応えながら、園芸産地の育成強化やスマート農業の導入、「福、笑い」などオリジナル品種の活用等により、生産力やブランド力の強化を図るとともに、認証GAPの取得拡大や有機農業の取組等を支援するなど、本県農業の魅力と活力のさらなる向上に向けてしっかり取り組んでいく。

大橋沙織委員

環境と共生する農業との答弁があったが、その点でも有機農業が重要であり、スマート農業、つまりもうかる農業だけでは不十分ではないかと思っている。私も、コロナ禍を受け関東圏から地元の本県に戻り農業を始めた人に話を聞き、環境を守りたい、安全な食べ物を作りたい、そのために本県で農業に携わりたいとの若い世代の思いの強さに驚いている。

そうした新規就農者、特に若い世代のニーズに対応した施策が必要であり、私はそれが有機農業の推進だと思うが、再度知事の考えを聞く。

知事

若者が自ら農業に取り組みたいとの思い、それぞれの立場、それぞれの考えがあると思う。私は一昨日昭和村を訪問し、今後首都圏から移住し夫婦でカスミソウを栽培したいという人と直接会い、激励してきた。有機農業をやりたい、スマート農業をやりたい、大規模な農業を行いたい、若者の夢はそれぞれであろうと思うが、そのような思いをしっかり支援していくことが県の大事な使命だと思っている。

大橋沙織委員

スマート農業や大規模化は既に県が一生懸命取り組んでおり、有機農業の分野が不十分であると思い質問した。ぜひ取り組むよう願う。

二本松市では、新規就農者を受け入れるため市役所にコーディネーターを配置し、新規就農者同士のつながりを設けるイベント企画等に積極的に取り組み、新規就農者を支援している。私もコーディネーターと懇談する機会があったが、新規就農者と地元農家をつなぎ、住まいを紹介し、若い新規就農者との信頼関係が確立されていることに驚いた。長野県では、行政として新規就農者支援を行っており、2003年から新規就農里親制度を開始している。同制度では就農コーディネーターが就農希望者に事前、事後も含めて身近な相談役として支援しており、長野県民に限らず誰でも利用可能である。

新規就農者の確保、定着のため、技術支援に加え、住まい確保や地域とのつながりづくりを支援する地域コーディネーターを配置できるよう、市町村を支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

新規就農者の確保、定着については、市町村や農林事務所等の担当職員が連携して相談に対応するとともに、農地や研修先、住居などの円滑な調整のため、市町村等における受入れ体制の整備を支援している。引き続き受入れ体制を強化しながら、新規就農者の確保、定着を進めていく。

大橋沙織委員

市町村における受入れ体制整備の支援は大変重要だと思うが、一方で当該制度を利用している市町村は7自治体と聞いている。周知徹底も含め、市町村にとってより使い勝手のよい制度への改善が必要だと思うが、再度聞く。

農林水産部長

市町村等が窓口として就農相談や地域情報の提供等を行う受入れ体制の整備を支援しているところであり、就農を目指す意欲のある人々が不安なく農業を開始できるよう、市町村担当者や農林事務所の普及指導員、就農支援センター職員な

どが密接に連携しながらきめ細かく支援していく。

大橋沙織委員

積極的に取り組むよう願う。

先月、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターなどが、森の下草には土砂流出率を97%減少させる効果があると発表した。この間、全国的に大規模災害が相次ぎ、本県も一昨年の台風第19号で大きな被害を受けたが、その際中山間地域の住民から、原発事故以降は山の手入れができず保水力が衰えていると指摘された。管理強化による機能向上や森林保全等の観点からも、林業の担い手が求められている。

県は先日、首都圏等から本県に本社機能を移転する企業の労働者に対して、1人当たり最大100万円の引っ越し費用を補助する制度を発表したが、農業や林業の就業者にも同等の支援をすべきではないか。

林業アカデミーふくしまにおける長期研修修了後の就業と定着に向けた支援が必要だと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

長期研修修了後の就業については、インターンシップや就業相談会により林業事業者とのマッチングに取り組んでいく。また、定着については、研修において現場に対応できる実践的な技術が身につくよう指導するとともに、就業後も修了者に対する面談や就業先での就労状況の確認など、きめ細かに支援していく。

大橋沙織委員

インターンシップの取組や就職後の面談はとても大切だと思うが、林業の現場からは「給料が安く結婚できないからと若手が退職してしまう」、「処遇改善してほしい」と要望する声が上がっている。木材の利活用促進や下草刈り等、林業従事者に求められている仕事はたくさんあり、林業アカデミーふくしまで学んだ者が県内に残り、林業で暮らしていくことができる施策が必要ではないか。再度答弁願う。

農林水産部長

研修では、現場に対応できる実践的な技術、知識、資格等が確実に身につくよう指導し、就業後も面談や就業先での状況確認を行うことにより、きめ細かく支援していく。

大橋沙織委員

処遇改善が必要だと思うが、その点についてはどうか。

農林水産部長

就業後については、面談や就業先での状況調査等を重ねていくことで支援していく考えである。

大橋沙織委員

農林業の担い手確保や生活面からも、しっかり支援するよう願う。

次に、ジェンダー平等社会の実現に向けてである。

人権に配慮し同性カップルの権利保障を進めるパートナーシップ条例やLGBTなど、性の多様性を認め合う社会を実現するための条例を制定する自治体が広がり、全人口の4割をカバーしているとされている。福島大学では、昨年度にLGBTなどの理解促進や差別防止、当事者の権利保障等のガイドラインを策定し、今年度からは入学時に新入生へのオリエンテーションも行っている。

そこで、県は多様な性に関して、ガイドラインの作成を含め職員の理解促進にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

誰もが性自認や性的指向にかかわらず人格と個性が尊重されることが重要であることから、職員に対して、ガイドラインの作成の検討を含めリーフレット等により基礎的な知識等を周知し、多様な性に関する理解促進を図っていく。

大橋沙織委員

今後の課題でもあると思うため、積極的に進めるよう願う。

同様に、県教育委員会では性の多様性への対応にどのように取り組んでいるのか。

教育長

性の多様性への対応には、正しい理解と支援体制の整備が重要であるため、学校における人権教育に加え、教員セミナーや出前講座を活用して理解を深めるとともに、児童生徒が必要とする場合にはトイレの使用、制服の着用、着替え場所の確保等について配慮を行っている。

今後とも、該当児童生徒が充実した学校生活を送れるよう、丁寧に支援していく。

大橋沙織委員

当事者である生徒たちが不利益を受けず、一人一人の人格が尊重されるような今後の取組を願う。

LGBTなど一人一人の多様性を認める社会へと変化する中で、自分らしく生きるため、勇気を持って自分の性自認などを職場で公表する人も出てきている。同時に、まだまだ理解者が少ないため上司等からSOGIハラスメントと言われる性的指向、性自認への差別的な言動や嫌がらせを受け、鬱病を発症したり裁判にまで発展した事例がある。

職場における、性的指向や性自認を含むセクシュアルハラスメントへの事業主の対応について、県の考えを聞く。

商工労働部長

職場におけるセクシュアルハラスメントについては、昨年6月の改正男女雇用機会均等法において事業主が行うべき雇用管理上の措置が強化されるとともに、具体的な事項を定めた指針が国から示されたところである。県としては、当該指針をホームページへ掲載する等、今後も福島労働局等の関係機関と連携して周知に努めていく。

大橋沙織委員

ホームページの掲載についても当事者の権利保障面が重要だと思うため、引き続き配慮願う。

次に、学生等の環境整備についてである。

福島大学生から金谷川駅周辺などの街灯設置の要望を受け、先月21日に学生の案内で現地調査を実施した。福島駅前でアルバイトする学生が終電で帰ると日付を超えた頃の帰宅となるが、駅から離れたアパートに住んでいる場合、途中で全く街頭がない県道がある。また、横断歩道付近に街灯がない箇所もあるが、夜間帯にスピードを出して走行する車も見受けられた。

県道金谷川停車場線に道路照明を設置すべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

道路照明については、道路の利用状況等を踏まえ、交通安全を図るために必要な箇所へ設置することとしており、県道金谷川停車場線においては市道台坂・鶉峯線との交差点などに設置されている。

大橋沙織委員

学生からの要望もあるため、もう少し必要な箇所に係る実態調査をすべきではないか。県道沿いの道が真っ暗であると指摘したが、県道は県がきちんと責任を負う必要があると思う。

学生の声を聞くことも含め設置を進めてほしいと思うが、再度答弁願う。

土木部長

道路照明は、夜間に交通事故が発生するおそれのある交差点や横断歩道などで必要性の高い箇所に設置することとしている。現在、県道金谷川停車場線は、交通量等の利用状況から、必要な箇所には道路照明が設置されているものと考えている。

大橋沙織委員

現地調査も含めしっかり取り組むよう願う。

次に、学生等の交通手段の確保についてである。

福島大学生からは長年にわたって、日常的な買物の場がないため改善してほしい、金谷川駅周辺にはコンビニが1つしかないためスーパーやドラッグストアで買物をしたい、バスや電車は使い勝手がよくないのでカーシェアリングがあると嬉しいとの要望が寄せられている。

筑波大学や群馬大学では、自動車メーカーと連携してカーシェアリングの実証事業を行っており、学生等にも使いやすい公共交通の利便性を確保すべきと思うが、県の考えを聞く。

生活環境部長

公共交通は、学生をはじめ県民の暮らしを支える重要な社会基盤であることから、これまで市町村等と連携して地域公共交通網形成計画等を作成し、通学や買物等の利便性向上を含め、運行の維持確保のため運行経路の設定やダイヤの見直し等に取り組んできた。

引き続き、市町村や交通事業者と共に、地域の実情や利用ニーズに応じ公共交通の利便性の確保に努めていく。

大橋沙織委員

今答弁があった公共交通の概念にカーシェアリングは含まれていないと思うが、環境面も考えると、カーシェアリングが今後ますます重要になっていくのではないかと思う。

その観点からも、学生からの要望も聞いて検討すべきと思うが、再度答弁願う。

生活環境部長

学生をはじめ地域住民の日常生活に必要な交通手段については、地域の実情や利用ニーズを踏まえ、路線バス等の地域公共交通が維持確保されるとともに、利便性の向上が図られるよう取り組むことが重要であると考えている。このため、地域の実情や利用ニーズをよく知る市町村等との連携により、利便性の向上に努めていきたいと考えている。

大橋沙織委員

学生も地域住民であり、利便性の向上は当然必要である。その観点からカーシェアリングも含めた検討の必要があると思うため、要望として述べる。

次に、校則の見直しについてである。

文部科学省は、今年6月に学校や地域の実情に応じて校則を見直すよう通知している。日本共産党は今春、児童生徒や保護者、教職員等を対象に校則に係るウェブアンケートを実施し、全国の回答者約3,000人のうち約8割の中高生や保護者、さらに9割の教員から「疑問に思う校則がある」との回答があった。県内においても、靴下の長さや肌着の色の指定、ツーブロックの禁止など、生徒が「勉強とは関係ない」、「駄目な理由が分からない」と思う校則が依然として残っている。一方、福島西高校や会津北嶺高校では、生徒の要望によりジェンダーレス制服として女子生徒の制服にスラックスを導入している。

校則について、生徒、保護者の意見を大切にしてい見直すべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

校則については、生徒が自分事として捉え、自主的に守ることで健全な学校生活を営むことができるよう、各校で生徒や保護者の意見を聞き、必要に応じて見直しを行ってきた。

今後も各校が学校の実情に応じ、生徒会での議論など生徒の主体的な参画を促しながら、社会の変化を踏まえつつ校則の見直しに取り組むことができるよう適切に支援していく。

大橋沙織委員

生徒会が主体的に関わって校則を見直すことは当然だと思うが、現状は生徒たちが自主的に守るのではなく守らされている感覚が強く、納得していないことが問題なのではないか。

時代の変化とともに校則の在り方が問われており、佐賀県や岐阜県では校則の見直しが始まっている。日本共産党が行ったアンケートでも8割以上の生徒が「校則を変えたい」と回答しているが、「どのようにしたら変えられるか分からない」、「変えようと行動したものの結局変わらなかった」との声がほとんどである。教師からのトップダウンではなく、生徒が積極的に校則の見直しに関わることは、主権者としての意識向上にもつながるのではないか。

一人一人の人権を認める多様な社会の実現は総合計画でも示されている。校則に特化した実態調査の実施も含め生徒や保護者からの意見をもっと聞き、生徒たちが主体的に校則の見直しに関われるようにすべきだと思うが、再度答弁願う。

教育長

委員指摘のとおり、校則に対しては生徒や保護者、場合によっては学校の卒業生や地域等から様々な意見がある。それらの多様な考えの中で1つの正解を見いだすことは難しい。しかし、だからこそ探究型の学びのテーマとした勉強材料に最適ではないかとも思っており、新たな総合計画では、「ひと」分野の政策3の施策1「『学びの変革』の推進と資質・能力の育成」で校則について言及している。

対話と協働により生徒が解決策を見いだしていく学びの1つの材料にも生かし、総合計画にも位置づけて、各学校で生徒や地域、保護者の声を聞きながら議論してほしいと思っている。

大橋沙織委員

総合計画にも位置づけられており、様々な立場からの多様な意見があることは当然だと思う。答えが1つではないのも理解できる。しかし今の校則には、生徒たちが納得できず駄目な理由が分からない、教員も説明が苦しいという現状がある。

各学校に応じた校則であることは当然だが、実態に応じてもっと当事者の声をきちんと聞くことも必要だと思う。この点について再度答弁願う。

教育長

今の指摘はもっともだと思っている。先ほど話があった福島西高校のように、必要に応じた見直しは進んでおり、決して見直さないことにこだわりがあるわけではない。今後も必要に応じて見直しを進めていくが、見直しの結果はもとより、きちんと意見を聞き議論を行い、対話と協働で正解を見いだしていく姿勢が重要だと思っているため、この考えにのっとり各学校で対応してほしいと思っている。

大橋沙織委員

校則の見直しに係る議論の経過が大事だと思うが、その中で、どうすれば変えられるか分からないとの声も重要ではないか。そのような生徒からの声にも寄り添い、校則を変える立場として進む道を提示する必要があると思うため、引き続き対応願う。

最後に、伊達市堂ノ内地区の土地区画整理事業、住宅地の造成工事についてである。事業者である土地区画整理組合が行った住民説明会では、当該工事に阿武隈川の土砂を使用する旨の説明があり、参加住民からは土砂の放射線量を心配する声が上がっている。

土地区画整理事業に用いる土砂の放射線量を明らかにするよう、事業者である組合に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業に用いる土砂の放射線量については、事業者である土地区画整理組合が関係する住民等に丁寧に説明していくべきものと考えており、県としては土地区画整理法に基づき適切に助言等を行っていく。

大橋沙織委員

当該工事の事業内容については、住民に広く理解される努力が事業者に必要なと思うが、どうか。

土木部長

伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業の内容は、事業者である組合から関係する住民等へ説明を行っていると聞いている。引き続き、住民等の理解を得ながら進めていくよう、土地区画整理法に基づき必要に応じて助言等を行っていく。

大橋沙織委員

事業者である組合の説明に対し、地元住民は納得していない。確かに組合の努力は必要だが、県としても積極的に助言するよう願う。

今回、学生や若い世代の内容を中心に質問したが、どの分野においても県が住民や当事者の声を積極的に聞き施策を進めるべきであることを求め、質問を終わる。